

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和6年11月29日 開会時間・午前・午後10時59分 閉会時間・午前・午後00時43分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 川柳 雅裕 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	石黒副市長 山田病院長 吉村市長室長 山並企画部長 園部市民部長 高橋生活環境部長 川田市民病院事務局長 伊藤秘書広報課長 國枝秘書広報課専門官 林財務課長 安田生活環境課長 近藤生活環境課長補佐 南谷市民病院事務局総務課長 箕浦市民病院事務局医事課長 野辺市民病院事務局総務課長補佐 大野市民課長 松下市民課主幹 臼井市民課係長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	○岐阜羽島衛生施設組合負担金の変更について ○羽島市病院事業会計補正予算について ○羽島市議会議員の通称名等の使用に関する規程（案）について ○市議会安否確認訓練について（検討事項記入シート） ○羽島市議会ホームページ運用基準（内規）（案）について ○その他	

【開会＝午前 10 時 59 分】

野口議長

ただいまから全員協議会（以下、「全協」という。）を開催いたします。会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいですか。

（異議なし）

野口議長

傍聴を許可します。本日、市長は公務があり、会議を欠席されております。本日の会議での執行部からの報告につきましては、私から定例会前にして頂きたいと、急遽お願いしたものであり、日程的にご無理を言いましたところ、やむを得ず市長欠席となりましたことをご承知おきください。

また、本日の執行部からの報告事項「岐阜羽島衛生施設組合負担金の変更について」、「羽島市民病院事業会計補正予算について」、につきましては、12月定例会の議案に関することとなりますので、地方自治法第109条第2項のとおり、議案の事前審議にあたりますので、報告のみとなります。質問は議案質疑や委員会ですて頂くようお願い申し上げます。生活環境部より報告願います。

生活環境部長

生活環境部から「令和6年度岐阜羽島衛生施設組合負担金の変更について」ご説明します。本日お配りした資料をご覧ください。変更となるところが2点あります。1点目は、国からの交付金対象事業が変更になったことにより、負担金が減額となるものです。2点目は、建設工事費についてインフレスライド条項の適用により、工事請負金額が変更となるため、負担金が増額となるものです。

「交付金対象事業の変更に伴う負担金の減額」についてご説明いたします。岐阜羽島衛生施設組合において進められている、次期ごみ処理施設整備事業は、国の「循環型社会形成推進交付金」を活用して事業を行っています。施設組合は、令和6年度の当初計画では交付対象額から交付金を除いた補助裏の部分について、「一般廃棄物処理事業債」として起債を借り入れる計画にしておりましたが、国からの内示では、交付金が「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策関係循環型社会形成推進交付金」となり、補助裏の部分が「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」の対象となりました。そのため、起債の充当率の割合が90%から100%に変更となりました。この変更により、施設組合

の当初予算の財源内訳の組合債が増加し、負担金が減少することになります。このことから、各構成市町の負担金も減額となり、当市の令和6年度の負担金で申し上げますと、1,988万6,000円の減額となります。

続きまして、「次期ごみ施設建設工事におけるインフレスライド条項の適用による負担金の増額」についてご説明いたします。次期ごみ処理施設建設工事の受注者であります日立造船(株)、現在は社名がカナデビア(株)に変更になっていますが、そのカナデビア・フジタ・市川・日東特定建設工事共同企業体から、昨今の建設費の高騰を受け、工事請負契約約款第34条第6項の規定に基づき、インフレスライドの請求が令和6年6月24日付けでありました。その後、インフレスライド額について、施設組合と受注者との間で協議が行われ、工事請負金額を変更することとなったものです。

インフレスライドとは、資料にありますとおり、工事請負契約締結後に、賃金水準や物価水準が急激に変動し、工事請負金額が著しく不相当となったときに、受注者、発注者、どちらからでも工事請負金額の変更を請求できる制度となっています。スライド額の算定につきましては、基準日を令和6年6月28日と定め、その基準日以降の残工事が対象となります。

変更対象となる工事費は、材料費・労務費・諸経費等となります。右側の図をご覧ください。今回、対象となる残工事費がP1の部分になります。P2は、基準日における賃金や物価を基礎に算出したP1に相当する額になります。P1の1%は受注者の負担となります。そのため、残工事の上昇額から受注者の負担額を除いた額がインフレスライド額として増額となる部分になります。図ではS増にあたる部分になります。今回のスライド額では、基準日までの出来高額は6億7,504万6,000円となり、出来高を除いた残工事の上昇額は、15億2,870万4,000円となりました。上昇率で申し上げますと8%となっています。上昇額の内、受注者の負担が1億8,119万3,000円となりますので、実際の増額分にあたるスライド額は13億4,751万1,000円となります。当市の令和6年度の負担金への影響は498万1,000円の増額となります。

次に、スライド額の財源内訳と各構成市町の負担増額は、資料の(5)にある表でお示ししたとおりとなります。

この2つの変更により、令和6年度に当市が岐阜羽島衛生施設組合に支払う負担金は、1,490万5,000円減額され

	<p>ることになります。以上が変更内容の説明となります。</p> <p>なお、今回ご説明しました変更につきましては、去る 10 月 25 日に開催されました組合議会定例会において、施設組合から令和 6 年度補正予算案が上程され、全会一致で可決されております。</p> <p>また、本市が岐阜羽島衛生施設組合へ支出する令和 6 年度の負担金の変更につきましては、この 12 月開催予定の市議会定例会に補正予算案として上程することにしておりますので、適切なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。生活環境部からの説明は以上となります。</p>
近藤議員	<p>執行部に対しての要望ではなくて、議会にはごみ処理施設建設特別委員会（以下、「ごみ特」という。）がありまして、委員長は議長ですが、こういったことが出てきた場合、例えば値段が高くなったとか工事の進捗状況、それと工事が 1 年早まった理由も具体的には聞かされていないような状態です。それからごみ特に関連して燃料費とかも高騰しとるので、関係する部分も上がっていると思います。全協での報告も結構ですが、特別委員会がありますから、ここ近年全くごみ特が開かれていませんので、開催するように強く要望しておきます。</p>
野口議長	<p>次に病院の報告をお願いします。</p>
病院長	<p>市民病院から、12 月定例会で上程させて頂く予定の令和 6 年度羽島市病院事業会計補正予算につきましてご報告します。本来であれば、議案詳細説明会で最初にご説明をさせて頂くところではありますが、重要な事項であることから、この場をお借りして事前にご案内させて頂くものでございます。以降、詳細につきましては事務局長から説明をさせて頂きます。</p>
病院事務局長	<p>お手元の資料は、議会に提出させて頂く予定の補正予算の内容でございます。第 1 条は総則でございます。第 2 条は業務の予定量につきまして、全国的に患者数が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に回復していないことなどから、入院患者数を年間 6 万 5,700 人、1 日平均 180 人、外来患者数を年間 10 万 3,300 人、平日 1 日平均 400 人それぞれ補正するものでございます。</p> <p>続きまして、第 3 条は当初予算で定めた収益的収入を補正させて頂くもので、第 1 款病院事業収益を 10 億 3,750</p>

万 1,000 円減額し、補正後 57 億 2,791 万 4,000 円とするものでございます。

この内訳としては、第 1 項医業収益を 11 億 9,671 万円減額し、第 2 項医業外収益を 1 億 5,920 万 9,000 円増額するものでございます。医業収益の減額につきましては、第 2 条の業務の予定量の減少に伴う診療収益の減額によるものでございます。医業外収益の増額は総務省の定める繰り出し基準内の繰入金を一般会計にお願いするものです。

また、この他に当年度に見込まれる運営資金の不足に対応するため、第 3 条本文中のなお書き部分によりまして、一般会計から 10 億円の長期借入金をお願いいたしております。運営資金の不足につきましては、先ほどご説明を申し上げた診療収益の減額を要因としており、長期借入金で運営資金を確保することによりまして、当面の運営を安定させるものでございます。

なお、地方公営企業法で、「予算は収入及び支出の大綱を定めるものとする」とされており、その弾力的な取り扱いが認められているところでございます。このことから材料費、経費等に物価高騰の影響がある現在の状況におきましては、支出の予算は当初のままとさせて頂いているものでございます。

続きまして、第 4 条債務負担行為の追加でございます。病院事業の経営診断に係る業務委託で、令和 6 年度中に着手し、令和 7 年度に完了する予定としており、限度額を 998 万 8,000 円とするものでございます。

企画部長

ただいまの説明に一般会計分として補足いたします。ただいま説明がありました医業外収益に対しまして、総務省の定める繰り出し基準に基づいた繰出金約 1 億 6,000 万円につきましては、一般会計から負担金として補正予算を提案する予定でございます。

また、10 億円の長期貸付金につきましては、諸支出金の病院事業会計貸付金として、同じく補正予算を提案予定でございますが、当該支出につきましては、ご承知のとおり基準外の繰り出しに当たるため、病院事業等の地方公営企業は独立採算を基本原則としていることを踏まえまして、貸付けとしているものでございます。

近藤議員

今、10 億円の貸付けということでしたけども大変な額になります。口頭での説明じゃなくて、議長にもお願いしてきますけども、もっとしっかりした資料の提示を。という

	<p>のは、この金額がいつ市長、執行部へ報告があったかということをもっと明確にして頂きたいと思います。それから10億円について、当初予算で見込めなかったかどうかと、これは一般質問と関わってくるか分かりませんが。それと10億円貸付けで一番大事な返済ですね。返済計画をもっとしっかりと。</p> <p>もう少し細かい資料を提示して頂かないと、我々が委員会とか本会議で質問するときに根拠がないと質問しにくいですから、全議員が情報共有するためにも、しっかりとした資料提示をこの定例会前までをお願いします。これは議長にもお願いします。</p>
野口議長	<p>次に、こちらの報告につきましては非公開といたします。</p> <p>(執行部関係部署以外退席)</p>
野口議長	<p>資料を配付いたします。資料は後で回収します。</p> <p>(資料配付)</p>
野口議長	<p>それでは、市民部より報告願います。</p>
市民部長	<p>市民部から「DV等支援措置対象者に関する戸籍全部事項証明書の誤交付について」、ご報告をさせていただきます。</p> <p>まずもって、市の手続きミスが発生しましたことについてお詫び申し上げます。</p> <p>なお、支援措置対象者のプライバシー保護のため、日時や対象者の詳細については公表を控えておりますことにつき、ご理解賜りますようお願いいたします。傍聴者は見えませんが、非公開とさせていただきます。配付しました資料については後ほど回収させていただきます。</p> <p>報道機関への公表については、支援措置対象者の安全確保に万全を期すため、前の住居引渡予定日の11月30日以降の12月初めを予定しておりますので、情報の取り扱いについてはご注意頂きますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは内容の説明に入らせて頂きます。DV等支援措置対象者の戸籍証明書については、住所地を推測される可能性がある箇所を、マスキング処理を施した上で発行すべきものであるところ、令和6年10月、マスキング処理をすべき戸籍全部事項証明書1通について、未処理のまま支援措置の相手方に交付した事案が発生しました。</p>

その後、市としては市外在住の支援措置対象者に謝罪するとともに、安全確保を最優先に、関係機関等と連携しながら慎重に対応を重ねてまいりました。

なお、事案発生後、支援措置の相手方から支援措置対象者への連絡や訪問等の接触はございません。支援措置対象者は、住所地を推測される可能性が生じたため、事案発生後に住所異動をしており、羽島市が引っ越し費用など、本事案により発生した費用の負担をする旨説明していること、支援措置対象者と定期的に連絡を行っていることを申し添えます。

本事案の原因については、支援措置対象者に関する証明書発行時の確認不足であると考えております。誤発行の経緯については、配付資料に記載のとおりでございます。

なお、誤交付した戸籍全部事項証明書についてはすでに回収し、正しくマスキング処理を施した戸籍全部事項証明書と差し替えております。

本事案によって支援措置対象者に発生した損害については、国家賠償法に基づき、市に賠償する責任がございます。今後、弁護士と相談の上、議会中に賠償金が専決処分の範囲内で合意した場合、地方自治法第180条の規定の委任専決処分により損害賠償の額を定め、支援措置対象者に支払い処理を行い、議会最終日12月26日に本事案の専決処分の報告を予定しております。

再発防止策として、支援措置対象者に関する戸籍証明書発行時には、関係書類及び戸籍内の全ての者の備考欄を確認することを徹底して見落としを防ぐこと、支援措置対象者に関する証明書発行の流れを再度確認し、対象の戸籍証明書発行時は3名以上で対応するよう、確認体制の強化を行い、二度とこのような事案が発生しないよう取り組んでまいります。

野口議長

こちらの報告につきましては、DV等支援措置に関するものになりますので、報道への発表までは情報の取り扱いには十分ご留意ください。ただいまの報告について何かご質問等はございませんか。

佐藤議員

再発防止策で「全ての備考欄を確認することを徹底し見落としを防ぐ」と書いてありますが、システム改修でアラートが出てくるようにしたほうがいいんじゃないかという気はしたんですけど、ご見解を伺います。

市民部長	システム上は既にアラームは出ておる状況になっております。その後、発行担当者の確認、内部の確認と進めてまいったわけですが、該当箇所は戸籍の中でも一部分で、普通は想定されないようなところであったため、見落とししてしまったというものでございます。
花村議員	その後の対応で、戸籍全部事項証明書を回収しておられますけれども、これは支援措置の相手方に来庁して持ってきてもらったのか、市が出向いて回収したのか、経緯を説明してください。
市民部長	先方へ出向いて回収をさせて頂きました。その回収の事由等は説明しておりません。内容の記載誤りにつき差し替えさせて頂きたいということで変えさせて頂いております。
野口議長	その他、よろしいですか。 (質問なし)
野口議長	執行部の皆さんありがとうございました。ここで資料を回収いたします。 (資料回収、執行部退席)
野口議長	それでは羽島市議会議員の通称名等の使用に関する規定案について議会運営委員会（以下、「議運」という。）より報告願います。
藤川議会運営委員長	議会運営委員会では、手元に配付しました「羽島市議会議員の通称名等の使用に関する規程（案）」のとおり、案を了承しましたので、この規程についてご協議願います。この規程は、議会活動における通称名や旧姓の使用を認め、その条件や手続きなどを明文化するものです。
近藤議員	例えばどういうものを想定しているの。
藤川議会運営委員長	例えば定例会や議会だよりに皆さんの名前が載りますよね。その名前の表記が、結婚して名字が変わった場合、旧姓をそのまま使うことができるというものであります。プロレスラーがリングネームで選挙に当選して、議員活動で

野口議長	<p>その名前を使用されるというものもあります。</p> <p>ただ、戸籍上のお名前とリングネームは違いますけれども、両方を使い分けるという考え方じゃなくて、一つに統一して、議場での名前の表記も議会だよりも一つの名前を使っていくという考え方になります。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口議長	<p>続きまして、委員会等の欠席ルールについて、議運より報告願います。</p>
藤川議会運営委員長	<p>議会運営委員会から、委員会等の欠席ルールにつきましてご報告いたします。先日開催しました議運におきまして、委員会等の欠席のルールづくりについて協議しました。協議では、委員から様々なご意見があり、いくつかの案が出されましたが、委員会として結論を得るまでに至らず、全協の場でご協議願うこととなりました。</p> <p>案としましては、1つ目は、これまでとおり原則は出席で、やむを得ない理由の欠席の場合は、議員個人の責任とする。2つ目は、あらかじめ日程調整を行ったうえでの欠席は許されず、欠席した場合は議長からの注意を行うとするもの。3つ目は、事情ごとの細かいルールを設定して、これに沿って欠席するという、この3つの案が最終的な提案となりました。この3案を皆さんでご協議願えれば、と思いますのでよろしく申し上げます。</p>
花村議員	<p>これまでどおりの扱いや、やり方について改めて説明してください。</p>
藤川議会運営委員長	<p>これまでどおり原則は出席で、やむを得ない理由の欠席の場合は、議員個人の責任とするというものです。</p>
河崎委員	<p>2番をもう一度、説明をお願いします。</p>
野口議長	<p>あらかじめ日程調整を行ったうえでの欠席は許されず、欠席した場合は議長からの注意を行うとするものです。</p>
河崎委員	<p>欠席の理由が、例えば体調不良の場合はどうするんでしょうか。</p>

野口議長	それは3つ目の事情ごとの細かいルールを設定して、これに沿って欠席するというものになります。
佐藤議員	意味が分かんないんですけど、1番の場合は今と同じということでしょうか。
野口議長	<p>そうだよな。</p> <p>(「1番でいいんじゃない」と呼ぶものあり)</p>
野口議長	<p>1つ目でよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口議長	<p>もちろん議会の日程を優先して頂くということと、日程調整がしやすいように、会議開催が決まり次第、速やかにお知らせを事務局からするという指示を出させていただきますので、1つ目の案でよろしく願いいたします。</p> <p>次に安否確認訓練について、議運より報告願います。</p>
藤川議会運営委員長	<p>議会運営委員会から、8月28日に実施しました、市議会安否確認訓練について、その総括案をまとめましたので、ご報告いたします。手元の検討事項記入シートをご覧ください。</p> <p>シートでは、4項目について全議員から自己評価を頂き、ご意見等を委員会として、まとめたものです。基本条例の達成状況の課題認識、円滑な訓練対応において達成率が8割、基本条例の趣旨認識において達成率が8割弱、災害発生時のとるべき行動認識において達成率が7割という結果となりました。4項目とも前回より良い評価を頂けたと、思っております。この案でご了解を頂きましたら、訓練実施結果として、今後ホームページで公表したいと思っておりますので、よろしく願います。</p> <p>また、3回目の訓練は11月20日に行いましたが、この訓練についても現在、ロゴフォームにて評価を頂いておりますので、まだ入力されていない議員は早めに入力してください。</p> <p>なお、4回目の訓練は令和7年2月12日(水)午前11時に行いますので、よろしく願います。</p>

野口議長	何かご質問ございますか。
佐藤議員	公表する前に案を入れといて頂いたらありがたいんですけど。
藤川議会運営委員長	今ご協議頂いているのが公表前の案でございます。次回も同じように公表前に案をお示しします。
議会総務課長	<p>8月28日と11月20日にLINEWorksのアンケート機能を使って安否確認訓練をさせて頂いて、より実効性のある訓練も追加で含めたいという提案です。</p> <p>一昨日、石川県沖で地震があつて、羽島市は震度2だったんですけど、実際に地震が起きたときに無事かどうかの安否確認を、習慣づけでやれたらいいなと思ひまして。ただ、アンケート機能を送るのは事務局でも手続きがあるので、全議員を対象としたトークグループがあるんですけど、そこに皆さんが「無事です」と一文だけ入れてもらうと。事務局も地震が起きたらそこにも「無事です」と入れるので、そこに皆さん追随する形で。</p> <p>実際に地震が起きたときに、アンケートを送れるかというと、多分難しいと思うので、まずはそこで皆さんが無事かどうかを入れて、事務局の体制が整った段階で、家が無事かとか家族が無事かとか、より詳しいアンケートを送る形にしていきたいなど。ただ、震度いくつ以上でやるのかとか、問題が出てくるので、皆さんのご意見を聞きながらまずやっていききたいという提案になります。</p>
佐藤議員	<p>低い震度で毎回やると収集がつかなくなると思うんですね。なので、合理的な震度であることが最低要件かなと。あとは、例えば北海道や沖縄、海外など羽島市から遠いところで大きな地震が起きた場合にどうするのかとか、あと津波が海外で起きてその津波が日本に来るかもしれない、そういった場合にどうするのかとかよく分からないので、話し合ったほうがいいのかなと思ひました。</p> <p>あと、生命に危険がある震度かなという気がするので6強や6弱とかそれぐらいが基本なんじゃないかなという気がします。</p>
藤川議員	事務局からの提案は訓練についての話でありまして、2月12日に次の訓練を予定しておりますけど、この定期的な訓練の他に、訓練としてLINEWorksを活用してみようじゃ

	<p>ないかというような提案だったと思います。</p> <p>定期的な訓練以外の試しのものでもありますので、実際に地震が発生して、震度いくつからこうやるんだというものとは別に、次に地震が起こったときはやってみようというご提案だと思いますので、揺れを感じる程度で、急に連絡があって、それに対して全議員が返すという試みということで、実施すればいいのではないかと考えます。</p> <p>震度をいくつからにするかですけど、それは浅井課長のご判断で、あくまでも訓練としてやる前提で皆さんに認識頂いてますので、揺れたなと思ったタイミングで、どこどこを震源とする地震が起きましたけど、皆さん無事ですか、と投げかけて議員が答えるというルールでいいのではないかと考えます。</p>
議会総務課長	<p>その形でもいいですし、皆さんが揺れを感じて、事務局からの投げかけが遅ければ自発的でもいいと思います。</p>
南谷佳寛議員	<p>問いかけに答える形にしないと收拾がつかないと思うので、事務局の誰でもいいので問いかけて、それに答えればいいと思います。</p>
議会総務課長	<p>訓練もそうですけど、基本は事務局から問いかけて、本当に災害があったときに事務局の職員が連絡つかなくて、そのときに議員に大丈夫ですかって問い掛けてもらうのは否定するものではないという形であれば大丈夫です。</p>
野口議長	<p>基本は事務局か。事務局がいいならお願いします。</p> <p>次に一般質問の通告のあり方について、12月定例会が始まりますけれども、一般質問に関しては、通告書をしっかり書いて頂きたいと思っております。一般質問に向けて、通告書を具体的に書いて頂いて、ヒアリングやレクを通してしっかりと質問を組み立てて頂きたいと思っております。よろしいですか。</p>
近藤議員	<p>一問一答方式なんで一回質問したら向こうから答弁が返ってくるけど、それがどういう答弁が返ってくるか分からないので、また質問しようと思ってもできないです。しっかりと打ち合わせをやってくれと言われても、執行部がどのように回答を書ってくるか分からないので、私としては質問して返ってきた答弁に対して、もうちょっと深掘りしたいんだけど、その調整ができないので、一概には言われ</p>

野口議長	<p>たとおりにはできなくて難しいところがあります。その辺をどうするか、議論してもらいたいと思いますね。</p> <p>大体の議員は出来てるけどな。想定できませんか、どういう答弁が返ってくるか。</p> <p>(「それはできんやろ」と呼ぶものあり)</p>
野口議長	<p>同じ質問ばかりしてるんだからできるでしょう。会議録を確認して頂ければ大体分かると、私はそう思いますけどね。毎回同じ質問されて答弁は変わらないでしょう。</p>
山田議員	<p>今言われるように想定できるんですよ、お互いに。ところが、執行部に都合の悪いときになると通告にありませんと言って切ってくるわけですよ。ほとんどが想定できるし、質問する標題について執行部が知らないわけがないんですよ。数字についての質問は、正確な数字を知らせるためにできないかも分らんけども、一連の流れでいったら、都合の悪いときは通告にありませんと言われたって、何を通告したらいいのかということ。単語で並べないといけない。だから、執行部が通告にありませんというときに議長がそれを認めることをできるだけないようにしてもらえば、一問一答は成立すると思うんですよ。本当に分らんものは、後から答弁すると言ってもらえばいいわけであって。</p> <p>我々の資料は限られていて、執行部は全て知ってるわけですよ。その資料を議員も執行部も同格でやるというなら事前に協議をしないとイケない。</p> <p>昔は僕も職員でしたんで、本当に儀礼的な定例会になってしまっていたのが、ある時から一問一答方式をとられたことには僕は賛成をしましたが、ところが現状起きているのはそういうことなんですよ。ですから、やはり通告にありませんとかそういうことについて、近藤議員が言ったように答弁によって違ってきてしまうんですよ、質問も。それなのに通告にありませんと言われたら、全然前に進めないということですので、そういうことのないように、あくまで知っている限りのことはそこで議論ができるような、そのための一問一答だと私は思ってますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
藤川議員	<p>一般質問にあたって、議員側が質問内容について通告するというルールになってますので、このルールを議員全員</p>

野口議長	<p>がしっかり守らないと。通告していないことを質問できるというルールは間違ってますので、こうした議会ルールをしっかり守るように、議長には正しい議会運営をして頂きたいと思います。</p>
栗津議員	<p>9月定例会では、確か花村議員が再質問したけど、あれは通告にないという指摘はなかったもんね。何の項目か忘れたけど。しっかりとヒアリングとかレクやれば、ちゃんと行政側も対応するんじゃないの。一部の議員だけですよ。</p>
野口議長	<p>議員になりたての頃に、すり合わせという言葉を使ったら市長がすごく怒ったことを覚えています。そのときは今言われるように1番はこういう質問をする、行政からこう答えますよと聞いていた。それで1番から8番まで渡してあったけども、すり合わせは厳禁してると叱られた覚えがあるが、そのときに数字とかデータは急に聞いても分からんで後からで、他のことはすり合わせは厳禁ということなんやで、今は答えを聞いても完全に教えてくれないというのが事実です。いい加減な答えしか教えてくれん。</p>
栗津議員	<p>いい加減な答えってどういうことですか。</p>
野口議長	<p>あやふやな答えしか出てこない。完全なすり合わせになってしまうから、それをやったら。</p>
花村議員	<p>答弁はしっかりされてると思いますよ。しっかりヒアリングやレクチャーを受ければできると思うけどね。</p>
栗津議員	<p>栗津議員、すり合わせって議場で言うとまずいよ。議員間ではすり合わせでいいんやけど、議場で言うと決まってることを読み上げとるだけというふうになってしまうので、議場では言わないようにしましょうということはあるんじゃないかと思います。</p>
	<p>職員との場合はある程度想像して質問できるけど、私は市長に直接答弁をもらう質問をたくさんするわけやけど、市長の場合は、ほとんど何も回答なしですよ。</p> <p>特に9月以降、私は病院についての市長の考え方ということで、わざわざ市長の名前を書いて聞いていても、市長の答えは何もない。こういう場合はどうしたらいいかな。市長が答えて二回目の質問をするとき、通告にないってこ</p>

	<p>とになる。</p> <p>(「通告書に書けばいい」と呼ぶものあり)</p>
粟津議員	<p>答えが分からんのにどうやって通告書に書くんや。</p>
野口議長	<p>質問したいことを全部書けばいい。想定で書けるじゃん。別にその質問しなくていいわけでしょう。例えば想定した質問項目があって、答弁と違うことが書いてあったらその質問を外して違うことをやれるじゃないですか。一部の議員だけなんですよ、他の議員は通告書どおりやられていますよね、再質問も。</p> <p>糟谷議長のときだったかな、私も一緒になってレクやヒアリングを受けます、ということもあったんで、お困り事があったら私も同席させて頂きますので、よろしくお願ひしたいと思います。議事進行については議長の裁量で注意はさせて頂きますので。</p>
山田議員	<p>先ほども言ったように、僕からしてみると執行部に都合の悪いことに対して通告がないって切るわけですよ。それに対して議長が通告にないことを質問しないでくださいと、こう来るからね。それに対して、何回もやると懲罰の問題になってくるわけですよ、議会を混乱させたと。</p> <p>だから一問一答ということをやらずにしっかりと把握しないとイケないと思う。それで分からないことは分からないと言って、後から資料を提出しますと言って切ってもらえばいいのに、通告がないから駄目となると、その項目が全部飛んじゃうわけですよ。議長が言われるように他の項目に移ったらと・・・</p> <p>(「通告にないのはだめ、会議規則は何なんだ」と呼ぶものあり)</p>
山田議員	<p>藤川議員、そういうことじゃない。一問一答ですから、それをよく考えてくださいよ。</p>
野口議長	<p>会議規則どおりやらせて頂きます。</p>
南谷清司議員	<p>一括質問方式と一問一答方式があるんですけど、一般質問のあり方そのものは同じなんですね。通告に従ってやるというルールは厳然としてあるわけで、一括質問方式と</p>

	<p>一問一答方式が違うのはただ通告に従って質問する順番が違うだけですので、一問一答方式だから何でも質問できるわけではないと、ここまでは共通理解があると思うんです。</p> <p>一問一答方式のときに、さらに再質問によって深掘りをしていくという話がありますけれど、本来は答弁漏れについて再質問できると、それがほとんどの議会のルールだと私は思っているんですが、もう一つ再質問はどういう場合に許されるかという、これをもう少し考える必要があるんだろうなど。実際どこでも行われているのは、答弁漏れがあったらそれについて再度質問すると、それは大原則だと思います。</p> <p>もう一点答弁者について、答弁者は質問する側の希望であって、答弁者を決めるのはあくまで執行部であると、これも大原則ですので、それについても確認が必要なんだろうと思っています。</p>
山田議員	<p>要するに、一問一答で質問したことに答える、その中で質問漏れがあることが一つ問題なわけですね。だからその質問漏れについてどうですかと突っ込むと・・・</p> <p>(「違う」と呼ぶものあり)</p>
山田議員	<p>そうじゃないかな。こんなことやっていてもいけないので、今の議会制度はあくまで一問一答方式ですから、こちらが質問する、答弁が返ってくる、そこをしっかりと議論してもらったほうがいいと思うよ。</p>
粟津議員	<p>そういう話になってくると市長はものすごく怒る話になると思うよ、いくら前もって聞いていても。</p> <p>もう一つは、最近私は時間がなくなってしまうんだけど、例えば聞きたくない答弁、質問と違う答弁をされてしまって、それで時間を食ってしまうときがあるんだけど、これも質問者が止めてくれと言ったら議長は止めてくれないといけない。通告に関係ない答弁を聞きたくないと言ったら議長は止めてくれないといけないと思うけど、そういう場合はどうや。</p>
野口議長	<p>議長判断だよな。</p>
粟津議員	<p>質問の時間がなくなってしまう。</p>

野口議長	質問の仕方が悪いんじゃないの。
栗津議員	聞いていない答えが返ってくるんや。
野口議長	そんなことないでしょう。
栗津議員	いや、そういうことがあるんや。
藤川議員	栗津議員というわけじゃないんですけど、議員が発言する内容の中で、そこは違いますよということを答弁の中で訂正しつつ、そして質問にも答えるというやりとりは、今までの議会でもあったと思います。質問ではなくて発言に対する反応というところで、質問していないことが答弁の中に含まれて、それが予定している時間を超過する原因になっているんじゃないかというところもありますので、それは各議員が本当に聞きたいことだけに質問を絞るとか、質問の仕方を工夫することで避けられる時間のロスではないかと考えます。
野口議長	時間も自分で調整できるわね。 次にホームページ運用基準について、広報広聴委員会より報告願います。
近藤広報広聴委員長	広報広聴委員会から、市議会ホームページの運用基準について、検討し、運用基準（案）をまとめましたので、ご報告いたします。手元の資料をご覧ください。 運用基準では、基準の目的や基本的事項、ホームページに掲載する情報、情報の作成や更新などについて規定し、特に大幅な掲載内容の変更や掲載情報の削除など、重要な変更については、議長から広報広聴委員会に意見を聞かれ、委員会で検討した結果に基づき、議長が決定するとしております。この運用基準案でご了解を頂きましたら、今後この基準でホームページを運用したいと思いますので、よろしくをお願いします。
野口議長	ただいまの報告についてご質問ございますでしょうか。
花村議員	報告の中で、議長が云々かんぬんはどこに記載されていますか。
近藤広報広聴委	第4条第2項に書いてあります。

員長	
南谷清司議員	今の議長云々で、第4条第2項なんですけれど、「大幅な内容の変更削除等を行う場合は議長が決定する」と、その次のところには書いてないんですが、この次のただし以下は「限りではない」と書いてあるので、誰が決定されるのかな。議長か広報広聴委員長か。
近藤広報広聴委員長	最終的には議長になると思います。
議会総務課長	今のところなんですけれども、この内容では議長においてもできますし、羽島市のホームページ管理運用要綱を準用しますので、市は基本的には課長権限で削除や変更をするので、第4条第2項については議長か議会総務課長が判断するということになります。
南谷清司議員	もう一つ聞きたかったのが、準用する羽島市ホームページ管理運営要綱なんですけれど、ネットで調べたけど分からなかったのが、それがないと審議ができないんですよ。その要綱に一体何が書かれているのか分からないので、これを示して頂かないと何も審議しようがないということなんです。
議会総務課長	羽島市の例規に入っていますが、タブレットに入れておきます。
野口議長	今日決める必要ないからね。次回までに見ておいてください。他に質問ありますか。
	(質問なし)
野口議長	次は議運から報告があります。
藤川議会運営委員長	議会運営委員会から、議会基本条例の達成状況に関する評価、点検につきまして、ご報告いたします。先ほど開催しました議運におきまして、基本条例第24条の趣旨に基づき、達成状況に関する評価、点検について、「点検、評価表」及び「議会基本条例の達成状況に関する評価、点検スケジュール」のとおり進めることとなりました。 まず、「議会基本条例の達成状況に関する評価、点検スケ

ジュール」をご覧ください。皆さんには、お手元の点検表をご記入頂き、最終日までに回答をお願いいたします。

その後、議運で集計、とりまとめを行い、羽島市議会としての評価、点検結果として、3月を目途に、皆さんに結果をお知らせし、公表し、市議会としてのとり組みの「見える化」をしたいと考えています。

なお、下段のとおり評価・点検は、前年から、毎年ごとに単年での評価を行い、4年目に期を通した最終評価を行うこととなっています。

次に「議会基本条例の達成状況に関する評価、点検表」をご覧ください。表は昨年度と同様に、左から順に条文と解説、評価の視点を列記しております。評価の対象としたものについては、まずご自身の評価として採点して頂き、適宜コメントを書いて頂くような構成となっております。今回も logo フォームでの回答となり、LINEWorks から入力できるよう準備いたしますので、皆さんのご理解とご協力、よろしくをお願いいたします。

野口議長

常任委員会の任期については、令和4年度から協議が行われ、令和5年度の改選後も、新たな議員構成で引き続き協議が行われてきました。

令和6年2月の全協においては、「任期は残り3年あり、どこから2年とするのか」や「正副議長と常任委員会の任期は同じほうがいいのではないか」などの意見があり、その場では結論を出さず、引き続き協議するという一方で、令和6年度は任期をそのまま1年とし、委員会活動計画を立てて、計画に基づき委員会活動をしてきております。

そこで、来年度に向けて、常任委員会の任期について再度協議をお願いしたいと思います。来年度で、私たちの任期が残り2年となります。そこで、試行という形で、委員会条例は改正せず、令和7年度、令和8年度を常任委員会の任期を2年としてみてはと考えておりますが、このことについてご意見等ございますか。

(「どこから提案されたの」と呼ぶものあり)

野口議長

議会改革特別委員会や議運などを経て、議長の提案になります。

佐藤議員

全然違った目線からの要望なんですけど、今回の協議事項は「通称名の使用に関する規程」と「安否確認訓練」と

	<p>「ホームページ運用基準について」が「その他」になっているんですが、今回の話もおそらく「その他」に当たるんだなと思いますけれども、先ほどから順番がずれていたり、今回の話も協議事項に件名として書けるんじゃないかと思えますので、協議内容はなるべく件名に書いて頂いて、なるべく順番どおりにやって頂きたいと思いました。</p> <p>というのも、終わる時間は協議事項を見ると大体予想できるわけですが、その他の部分が多いとそれが難しくなるので、要望しておきます。</p>
山田議員	<p>2年であればやはり議長も2年で変えていったほうがいいと思うし、改選まで2年あるから任期2年という話ではなくて、現状の議会は今までどおりで、時間をかけて決めて、次の選挙後からそういう形で進めればいいと思います。</p>
佐藤議員	<p>私は試行的に来年度から始めるのは賛成です。</p>
花村議員	<p>試行的ということですが、委員会は2年でやって、議長の任期については触らないということではよかったですね。議長は従来どおり1年で交代するってことやね。</p>
野口議長	<p>佐藤議員はどういう立場ですか。</p>
佐藤議員	<p>私は従来、両方合わせるべきだという意見です。両方とも2年であることが原則じゃないかと考えています。</p> <p>ただ、今回はあくまでも試行ということですから、議長と副議長の任期を2年にしようとするといろいろと議論が必要になると思います。なので、試行という観点から申し上げると別々に考えてもいいんじゃないかと思いました。</p>
南谷清司議員	<p>常任委員会以外の議運や広報広聴委員会なども2年という話ですか。</p>
野口議長	<p>3つの常任委員会だけだね。</p>
南谷清司議員	<p>常任委員会の委員長と副委員長も2年ですか。</p>
野口議長	<p>そういうことやね。辞表が出るかもしれないけど、基本はそうやね。</p>
藤川議員	<p>やってみないと分からないことがいっぱいあると思うの</p>

	<p>で、試しにやってみるのはいいと思います。ただ、現時点でも想定されることとして、委員会が2年で議長、副議長は1年だとすると、2年任期の間に議長、副議長の改選が1回あり、改選されて選ばれる議長、副議長によっては同じ委員会に所属することがあるんじゃないかと。その場合にどうするか、委員会構成を一部変更するとか、考えなきゃいけないんじゃないかなと思います。</p>
山田議員	<p>そういうことがあるから議長も両方一緒にやらんとこれは難しい。</p>
佐藤議員	<p>私は元々2年で両方合わせるべきという意見ですから、セットで2年でも全然いいと思いますよ。</p>
南谷清司議員	<p>私も常任委員会の委員は議長が任命するので、流れとして任期はセットで2年で、まずはやってみるということならそれでいいんじゃないかなと思います。</p>
近藤議員	<p>私も長い経験で議長を2回やらせてもらって、後継者を育てる意味じゃないけど、議長、副議長、監査委員とか全てに絡んでくるので。常任委員会を2年でやって何か成果が出るのか。出るときもあると思いますし1年で出るときもあるしそれは分かりませんが、今までどおり1年でお願いします。</p>
議会総務課長	<p>皆さんご存じのとおり、議長は任期1年というわけではなくて、辞表を出してるだけなので、今までどおり1年とかそういう認識だと違いますので。先例でもなく慣例です。</p>
野口議長	<p>それでは決めますか。</p> <p>(「まだ時間ある、慌てる必要ない」と呼ぶものあり)</p>
野口議長	<p>慌ててない。さすがに結論を出すのが遅すぎるよ。令和4年度から協議してんだから、そろそろ結論出しましょう。</p> <p>それでは試行的に7、8年度で各常任委員会の任期は2年でやってみるということによろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口議長	<p>それでは常任委員会は試行的に2年任期で。正副議長に</p>

	<p>関しては慣例どおりでいきます。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>常任委員会は試行的に令和7、8年度は任期2年とする。正副議長の任期に関しては、慣例どおり1年で、試しにやらせて頂くということですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、これから12月定例会が始まり、執行部との一般質問や質疑等の打ち合わせが入ってまいります。前回の全協でお話しましたように、職員が長時間控え室等で控えていることがないようにお願いしたいと思います。</p> <p>例えば、打ち合わせ日時をあらかじめ連絡して頂くとか、会議があり打ち合わせ時間がはっきりしない場合は、その都度執行部を電話で呼んで頂くなど、対応して頂ければと思います。</p> <p>また、先日、関市での議員研修会、テーマがハラスメントでございましたが、職員との打ち合わせ等の際は、そういったハラスメントにもご留意頂き対応をお願いしたいと思います。会議は長くなったりするんで、随時職員には連絡を入れて、日時を設定して頂きたいということですので、暗いところで職員が待ち続ける、そういうことがないようによろしくお願いをいたします。</p> <p>その他でございます。事務局から。</p>
<p>野口議長</p>	<p>内閣府の男女共同参画局から「政治への参画に当たっての支障や課題に対する実態調査」ということで全ての地方議員にアンケートの依頼が来ていまして、回答方法としてはインターネットか紙ということなので、皆様の文書箱にアンケートの書類を入れさせてもらいました。QRコードとアドレスが記載されていまして、ネットが推奨になっていますけれども、ネットでの回答がスマホでうまくいかない場合は紙ベースでお願いします。期限は12月11日水曜日までに回答をよろしくお願い致します。</p>
<p>議会総務課長</p>	<p>先月、両親が相次いで入院して手術をしまして、過分なお見舞いを頂戴いたしましてありがとうございました。本当に緊急の手術で驚いたんですが、市民病院のスタッフには大変良くして頂いて、今は2人とも自宅に帰って療養をしております。本当にありがとうございました。</p>
<p>安藤議員</p>	<p>今日の全協で議運の委員長がいろいろ提案されました。</p>
<p>近藤議員</p>	<p>今日の全協で議運の委員長がいろいろ提案されました。</p>

	<p>それも大事だと思えますが、一番大事なのは市民病院の経営改善だと思えます。それで、ごみ特も歴代委員長のときに全く機能しておりませんでした。先ほど開催するように議長に申し入れましたけれども、10億の貸付けとか、その前の8億数千万の借金とか、累積で40億近いお金があります。私は、市民病院は絶対に潰してはいけないという立場でおりますが、執行部は、議会が予算を承認すると議会も承認しましたよという逃げ道的な言葉も発しておりますので、ぜひ議会でも病院の改善に向けて、過去にはインター南部の開発のときに勉強会を開催しましたけれども、早急な全議員所属の経営改善に対する特別委員会の設置を議長に強く要望しておきます。賛同者があればご意見を頂きたいと思えます。</p>
野口議長	<p>賛同者だけじゃなくて反対意見等々あると思えますので、ご意見を頂きたいと思えますが、9月定例会で栗津議員から提案がありました。</p>
栗津議員	<p>9月定例会後に皆さん関心があると思って提案したんですが、残念ながら否決されました。そのときに民生文教委員会でやればいいということでございましたが、民生文教委員会でこの間に何か動きをしたのか聞きたいのと、それからこの10億の補正予算は議長にいつ提案があったのか、この2点をお聞きします。</p>
豊島民生文教委員長	<p>委員会としての今年の勉強課題には挙げておまして、事前の勉強会も一度やりましたし、先進事例の視察項目にも挙げております。年は明けますが、選定をしております。</p>
野口議長	<p>市民病院の報告については11月27日に副議長と一緒に聞きいたしました。</p>
栗津議員	<p>前例はどうか分かりませんが、本当に大きな問題だと思っております。民生文教委員会で協議する状況はとっくに終わっていると、全員で真剣に考えないと存続がどうなるかということで、特別委員会を作って頂きたいと思っております。</p>
佐藤議員	<p>病院の話の前に、先ほど近藤議員はごみ特の廃止とおっしゃったんですかね。</p>

近藤議員	設置してあるけど以前から全く機能していないということです。
佐藤議員	委員会がこれまで開かれたことはないじゃないですか。そういう意味では私は解散してもいいんじゃないかなと思ってます。
野口議長	<p>ごみ特は建設推進について調査研究するために設置してるんです。今日は執行部からの報告のみなので、全協で報告をさせて頂いたところです。</p> <p>佐藤議員からお話がありましたけれども、確か1回諮ったよね。メンバーが議員全員なんで、全協で事足りるのかなという思いもあるんですけど、どうですか。</p>
藤川議員	先ほど議長からも話がありましたけど、ごみ特の設置目的が建設推進というところですので、その目的に沿った内容で委員会を開くならいいんですけど、あくまで委員会の設置目的に則って考えて頂くべきことと理解しています。
近藤議員	<p>ごみ処理施設は、以前は質問しても一部事務組合のことは質問に値しないということで議論できなかったんですけども、本来は負担金をこちらが出しておりますので、当然我々は構成員であり、当然質問しても何ら問題ないことなんですけども、当時は一つの事業体であるから全くできないというような、訳の分からん答弁ばかりでしたので、その話を繰り返すつもりはないですが、ごみ特は建設促進だけでなく完成までが設置の目的であって、まだ建設途中ですので何が起きるか分かりませんし、勝手に1年間前倒ししたということやけど、こちらに正式な報告もありませんでした。勘違いしてはいけないですが、議員は執行部に対していろんなことを質問したり議論するのが仕事であって、そういう特別委員会を開いて議論しましょうということをやっていますので、開催については問題ないと思います。</p>
藤川議員	<p>近藤議員、一部事務組合が担うべき業務と・・・</p> <p>(「病院の話をしないと」と呼ぶものあり)</p>
藤川議員	都合が悪くなったのか、栗津議員から野次が入りましたけれども、今はごみ特の話をしています。近藤議員から意見がありましたが、一部事務組合が担う業務と羽島市が担

藤川議員	<p>う業務をまず正確に認識されるべきであります。</p> <p>(「関係ないわ」と呼ぶものあり)</p> <p>関係ないと近藤議員がおっしゃってますけど、お金を出してるから質問できるとか意見が言えるということをおっしゃいますが、一部事務組合として建設は進められていますので、建設に関しては一部事務組合の事務として羽島市議会が意見を言うということができません。そして、羽島市がその負担金を拠出している拠出の事務については羽島市が行いますので、それについては羽島市議会としてその関係について意見や議論ができるという認識で、一部事務組合が担うべき事務と、羽島市が担うべき事務を理解することが大事だと思います。</p> <p>そして、先ほどの発言の中で勝手に1年前倒しをしてその説明がないというようなことがありましたけど、今までの議会の中でも説明されております。おそらく何か勘違いされてるんじゃないかと思いますが、その認識も正確にした上で発言されることをおすすめていたします。</p>
野口議長	<p>佐藤議員の提案でいいんだよね、委員会廃止は。後日やらさせていただきます。今回全協で報告頂いた理由は先ほどお示ししたとおりであります。</p> <p>病院の特別委員会をどうするのかですが、特別委員会は何をするの、具体的に説明して。</p>
近藤議員	<p>今回なぜこういう状態に陥ったかということもしっかり議論しなければいけないし、それから改善もいろいろと別の議員も提案してますので、我々は潰す気はありませんので、改善策はこうですよということを議会としてきちっと提案できるような情報を収集したり、それから議員が納得してこういう提案ならいいよということで執行部に対して提案できる議会にしたいと思ってますので、ぜひ立ち上げの協力をお願いしたいと思います。</p>
野口議長	<p>特別委員会がなくても提案はできると思うけど。前回も視察に行くとかの話があったけれども、各会派は政務活動費で調査する権利があるし行けますよね。</p>
南谷清司議員	<p>9月議会でも同じこととお話しましたが、大原則は常任委員会でやるんです。常任委員会の任期を2年にして活性</p>

	<p>化に取り組もうというときに、常任委員会から特別委員会に移管するというのは、私は筋が通らないと思います。せめて、今回重要な議案が出て、おそらく常任委員会に付託されて審議されるので、論点整理ぐらいは常任委員会ですべて頂いて、それでもとても手に負えないということが出てくれば、今度は議運で審議して、それからの話だと。じゃないと委員会いらんないじゃないですか。</p>
粟津議員	<p>9月に提案してから、そのことに関して常任委員会はアクションを起こしてないんですよ。</p>
南谷清司議員	<p>常任委員会で審議してないから特別委員会を設置しようという趣旨だったと思うんですけど、それを認めてしまうことは私達はやっちゃいけない話だと思うんです。常任委員会は一生懸命やっていると私は信じてますので、まずは常任委員会でしっかり審議、論点整理をして、課題がいろいろあってこういう解決策もあるけれど、とても常任委員会だけでは難しいということで、議運に提案を頂くと、そういう筋だと私は思うんですが。</p>
堀議員	<p>時間もだいぶ経過しておりますし、この状態でやっても。意見を言うのは大事なことです、ある程度会派で寄って議会としてどういうふうにしていくのかということろまで、会派なら会派で練って頂いて、そして全協でやるならやるというふうにしていかないと、会派の中でもそれほど練ってないわけですしね。というところで改めてやるという方向でどうかなということを思います。</p>
野口議長	<p>会派の中で練ると言っても、9月定例会のときに提案頂いてるんだから、今日結論出すよ。</p>
粟津議員	<p>普通するときならそんなにやかましく言いませんよ。これは大きな課題で緊急性があるんですよ。半年や1年かけてやる議題とは違いますよ。皆さん市民から聞かれますか、病院どうするんやと。私は民生文教委員会に任せてるから知りませんよと、言えますか。それでいいんですか。与党、野党ではなく、一生懸命に真剣に勉強していくのは、議員として当たり前だと思いますよ。</p>
野口議長	<p>それでは諮ります。設置に賛成の方。</p>

野口議長	<p>(挙手少数)</p> <p>設置に反対の方。</p>
野口議長	<p>(挙手多数)</p> <p>設置反対多数で設置せずということで、よろしくお願ひします その他、何かございますか。</p>
川柳議員	<p>先ほど議長から、一般質問の打ち合わせのときに、できるだけ職員に迷惑かけないようにというご注意がありましたけど、それでいいと思います。今は1階と4階に議員が出席してるか確認できるモニターがありますよね。あれは2階とか3階では見えるんですか。</p> <p>(「見れない」と呼ぶものあり)</p>
議会総務課長	<p>あのモニターの目的が、職員のためじゃなくて市民が市役所に来たときに誰が来てるか確認できるもので、面談とか、そういったことを目的としているから1階にあるものです。なので総合受付にあります。</p>
野口議長	<p>せっかくだから見られるようにすればいいのね。 他、よろしいですか。</p> <p>(意見なし)</p>
野口議長	<p>それでは以上で全協を終了いたします。ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午後0時43分】</p>